

廿日市市公共施設包括管理業務委託プロポーザル実施要領 (公民連携型)

1 目的

廿日市市（以下「本市」という。）では、廿日市市公共施設マネジメント基本方針に基づき、保有する公共施設の効率的・効果的な管理運営を推進している。

この要領は、民間のノウハウを最大限活用し、公共施設保守管理等の質の向上、業務量の低減及びコスト削減を図るため、市有施設 6 9 施設の設備等の保守管理、点検、法定検査及び維持管理等の包括管理業務を委託するに当たり、公募によるプロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

廿日市市公共施設包括管理業務

(2) 委託の内容

「廿日市市公共施設包括管理に関する仕様書」（別紙）のとおり

(3) 履行場所

廿日市市内

(4) 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

債務負担行為に基づく複数年契約

(5) 提案上限額

本業務の委託料については、5 3 4, 9 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。5 年間の総額。）を 5 年間の上限とする。令和元年度分は 0 円とする。

なお、提案上限額を超える提案を行った場合は、失格とする。

提案にあたっては、営繕業務にかかる 5 年間の費用として 1 2 7, 6 3 0 千円（5 年間の総額。2 5, 5 2 6 千円／年）を見込んで提案すること。ただし、履行期間中に対象施設の内容等に変更が生じた場合は、その都度、契約内容を変更する。

3 参加条件

(1) 参加者の資格

ア 参加者は、「9 企画提案書の提出」に示す提出書類により、本実施要領及び仕様書イメージの内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 参加者は、本市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

ウ 参加者は、本事業の遂行に必要な資格を有する者で構成、又は関連会社・協力会社を含めて必要な資格等を網羅し、一連の業務を確実に遂行できる者であること。

エ 参加者は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していること。

(2) 参加者の制限

次の条件を全て満たす者とする。複数事業者が連携し、応募者となる場合は、そのグループを構成する全ての企業において条件を満たすこと。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は失格とする。この際、その事実が発生した時点において、速やかに市に報告すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。

エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

オ 事業者及びその代表者が直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

ケ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

4 応募及び各手続きの窓口

廿日市市経営企画部行政経営改革推進課資産経営グループ（担当：酒屋、河村）

所在地 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 (0829) 30-9180

FAX (0829) 32-1059

電子メール gyokaku@city.hatsukaichi.lg.jp

5 プロポーザルによる選定スケジュール

全体のスケジュールは次のとおり。各項目の詳細は、本実施要領の6以降を参照。

	項目	期間または期限等
1	実施要領の公表	令和元年7月19日（金）
2	質問書の提出	令和元年7月19日（金）～8月5日（月）
3	質問書に対する回答	令和元年8月16日（金）
4	参加申込書兼誓約書等の提出	令和元年8月9日（金）～8月23日（金）
5	企画提案書等の提出	令和元年8月26日（月）～9月12日（木）
6	プレゼンテーションの実施通知	令和元年9月13日（金）

7	プレゼンテーション	令和元年10月10日（木）
8	審査結果通知・公表	令和元年10月中
9	詳細協議	令和元年10月～
10	契約	詳細協議が整い次第（令和元年11月中予定）
11	業務期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日

※施設の見学を希望する場合は、希望する施設と日時を4の応募及び各手続きの窓口へ電話又は電子メールで連絡すること。

なお、施設見学の参加の有無は、審査には影響しない。

6 実施要領の配付

- (1) 配付開始年月日

令和元年7月19日（金）

- (2) 配付方法

市ホームページに掲載し、ダウンロードできることとする。

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>

7 参加申込書兼誓約書等の提出

プロポーザル参加者は、参加申込書兼誓約書等の提出書類を持参又は郵送等の方法で提出すること。

- (1) 提出期間

令和元年8月9日（金）～8月23日（金）※午後3時必着

- (2) 提出先

4の応募及び各手続きの窓口（廿日市市経営企画部行政経営改革推進課）

- (3) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。グループでの参加の場合は、グループ全員の書類が必要。

書類名	様式など
参加申込書兼誓約書	様式1 ※複数の事業者が連携する場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、合わせて連携事業者（従たる事業者）についても必要事項を記載すること。
業務実績書	任意A4。直近の主な類似する業務の実績を記載すること。2ページ程度。
財務書類	直近3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書（作成していない場合は不要） ※財務書類については、勘定科目別内訳明細表、法人税申告等別途書類の提出を依頼することがある。
納税証明書	○廿日市市発行の納税証明書 ・滞納のないことを証明したもの

	・ 廿日市市内に営業所等がないなどのため、廿日市市に納税義務がない場合は不要。 ○消費税及び地方消費税の納税証明書 ・ 未納の税額がないことを証明したもの ※本市の競争入札参加資格を有する場合は、提出不要。
--	--

(4) 参加資格の取り消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

8 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和元年 7 月 1 9 日（金）～ 8 月 5 日（月）午後 3 時まで

(2) 提出方法

様式 2 の質問書を 4 の応募及び各手続きの窓口まで電子メールで提出すること。

電子メールを送信する際の件名は、「廿日市市公共施設包括管理業務委託プロポーザルに関する質疑について【事業者名】」とすること。

(3) 質問に対する回答

回答は、令和元年 8 月 1 6 日（金）午後 5 時に市ホームページに掲載する。

(4) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和元年 8 月 2 6 日（月）～ 9 月 1 2 日（木）※午後 3 時必着

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参又は郵送とする。持参の場合は、土日祝日以外の午前 9 時から午後 5 時まで（提出期限最終日は午後 3 時まで）に、郵送の場合は、提出期限の日 に 必 着 と す る 。 発 送 後 で あ っ て も 未 着 の 場 合 は 、 提 出 期 限 内 の 提 出 が な か っ た も の と 見 な す 。

(3) 提出先

4 の応募及び各手続きの窓口

(4) 提出書類

次の書類を提出するものとする。企画提案書は A 4 縦とし、3 0 ページ以内で簡潔にまとめること。

なお、企画提案書の副本は提案者の名称を伏せて作成すること。

書類名	様式など	提出部数
企画提案書（正本）	様式 3	2 部
企画提案書（副本）	様式 3	1 1 部
事業者の事業内容のわかるもの	パンフレット等	1 部
情報非公開希望申立書	様式 4	1 部

(5) 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 参加を辞退する場合

参加申込み後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、参加辞退届（様式5）を提出するものとする。

(6) 企画提案書の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても、返却しない。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

ウ 原則として第三者へ公開しないものとするが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了後以後に情報公開請求によって、公開される可能性がある。

エ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

(7) 費用の負担

このプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、提案者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 ヒアリングの実施

申請者から提出された申請書等をもとに、実施要領において定めた資格・要件が備わっているかどうかを審査する。必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する。

11 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) 実施日時

事業者ごとの実施日時及び実施会場等は、後日、通知する。

(2) 出席者

1者3名以内とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内）で説明を行う。

(4) その他

必要な機材等がある場合は、原則参加者で用意、設置すること。（ただし、プロジェクター及びスクリーンが必要であれば、市で用意するので申し出ること。）

パワーポイント等で説明を行う場合は、企画提案書を抜粋したもので行うこととし、新たな資料（画面）を作成しないこと。

12 提案の審査及び契約候補者の決定

(1) 審査の方法

審査は、「廿日市市公共施設包括管理業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、評価項目に基づいて企画提案書の内容を審査し、提案者ごとの総合評価点を算出する。

(2) 審査項目及び評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 基本方針	本業務における基本的な考え方	10
2 業務遂行計画	実施に向けたスケジュール	10
	業務遂行計画等の整備	
3 業務遂行内容	適切かつ効率的な業務遂行の取組み	60
	事故防止や安全管理、衛生管理等の取組み	
	施設保守管理の質の向上	
	営繕業務の有益性	
	各事業者間の調整、業務の維持・向上	
4 業務体制・人員配置	業務担当者の配置と体制	30
	業務責任者の適正	
	緊急対応体制及び緊急時の対応	
	人材育成の取組み	
5 安定性・実績等	持続的、安定的に業務遂行できる基盤	10
	類似業務の受託等の実績	
6 その他	独自提案内容の有益性、実現可能性	50
	独自提案内容における予防保全の視点	
	修繕計画の活用	
	地域の活性化に対する姿勢	
	パートナーシップ（PPP）に対する姿勢	
7 見積額	見積額、積算内容	30
合 計		200

(3) 契約候補者の決定方法

総合評価点が最も高い応募者を契約候補者とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果の公表に当たっては、契約候補者の名称及び点数を公表する。

(5) その他

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

イ 提出された企画提案書を審査した結果、一定の基準を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

ウ 企画提案書を審査した結果、契約候補者となるべき評価点の者が2者以上ある場合は、くじによって契約候補者を決定する。

エ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

13 契約

(1) 契約の締結

選定委員会による審査の結果、契約候補者に選定された事業者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）及び廿日市市会計規則（昭和62年規則第13号）の定めるところによる。

14 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

15 関係法令の遵守

参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、このプロポーザルにおける業者選定手続の公正、公平を害する行為を行わないこと。

16 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加条件」を満たしていない者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (3) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった者
- (4) その他このプロポーザルの条件に違反した者
- (5) 提案上限額を越えて提案を行った者

17 著作権等

(1) 著作権

企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市が必要と認めるときは、市は企画提案書の全部又は一部を参

加者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

18 その他

- (1) 企画提案書の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) このプロポーザルにおいて使用する言語は、日本語、通貨単位は円とする。
- (4) 参加申込手続及び提案手続きで提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名除外を行うことがある。
- (5) プロポーザルに関し、提出された参加申込書兼誓約書及び企画提案書等は、契約候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (6) このプロポーザルにおいて市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (7) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、市は契約を解除することができる。
- (8) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については契約候補者の負担とする。